

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の概要について

平成 29 年 5 月
環境省自然環境局

1. 制定の趣旨

平成 22 年（2010 年）10 月、我が国が議長国となった生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）第 10 回締約国会議（COP10）において、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「議定書」という。）が採択され、我が国は平成 23 年 5 月に署名した。

議定書は、条約に基づく遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益の配分（Access and Benefit-Sharing (ABS)）をより着実に行うため、締約国に対し以下を求めている。

① 遺伝資源の利用国としての措置

- ・ 自国内で利用される遺伝資源に関し、ABS に関する提供国法令に従い情報に基づく事前の同意（Prior Informed Consent (PIC)）が取得され、相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms (MAT)）が設定されるよう、立法上、行政上又は政策上の措置をとること（議定書第 15 条）。遺伝資源に関連する伝統的知識についても同様とすること（議定書第 16 条）。
- ・ 提供国法令の遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、透明性を高める措置をとること（議定書第 17 条）。

② 遺伝資源の提供国としての措置

遺伝資源を提供する締約国において、その取得の機会の提供に係る PIC 制度の整備に必要な立法上、行政上又は政策上必要な措置をとること。ただし、別段の決定をする場合を除く（議定書第 6 条）。

今般、我が国は、議定書の担保措置として本指針を定めることとする。

2. 指針の概要

(1) 目的

ABS に関する措置を講ずることにより、議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

(2) 適用範囲

議定書適用外の遺伝資源等（ヒトの遺伝資源等）及び遺伝資源の利用（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるもの等）については、本指針の対象外とする。

(3) 提供国法令の遵守の促進に関する措置（利用国措置）

① 遺伝資源の適法取得に係る報告

- 取得者による報告：提供国法令が適用される遺伝資源の取得者は、議定書 17 条 2 に規定する国際遵守証明書が議定書 14 条 1 に規定する国際クリアリングハウスに掲載された場合、当該掲載日から 6 月以内に環境大臣に報告する。ただし、当該掲載前に許可証等を環境大臣に報告した場合又は許可証等の発給日から 1 年経過

しても国際遵守証明書が未掲載の場合はこの限りでない。また、輸入者等も同様に報告できる。

- 人の健康に係る緊急事態の報告：人の健康に係る緊急事態に対処するために遺伝資源を取得した場合、事態収束から6月以内に環境大臣に報告する。
- ② 国際クリアリングハウス
環境大臣は、①により報告された情報を国際クリアリングハウス等に提供する。
- ③ 遺伝資源に関連する伝統的な知識
遺伝資源の利用のため伝統的な知識を持ち込んだ者は①の報告で併せて報告する。
- ④ 報告の奨励
環境大臣は、①又は③の報告をしなかった者に対し、報告を求める。環境大臣及び主務大臣は、必要と認めるときは、当該報告に関し指導及び助言を行う。
- ⑤ 提供国法令違反の申立てに係る協力
他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要と認められるときは、遺伝資源等の取扱い者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。
- ⑥ 遺伝資源の利用関連情報の提供
環境大臣は、①の報告を受けた日からおおむね5年経過後、必要に応じて、遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求め、国際クリアリングハウス等に提供する。環境大臣は、提供しなかった者に対し、再度提供を求める。環境大臣及び主務大臣は、必要と認めるときは、指導及び助言を行う。

(4) ABS に関する奨励

国内の遺伝資源を提供若しくは利用する者又は提供国法令が適用される遺伝資源等を利用する者は、その利用から生ずる利益の配分が公正かつ衡平となる契約を締結し、その利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用に充て、契約において設定する相互に合意する条件に情報共有規定を含めるよう努める。

遺伝資源利用関連業界等の団体は、契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成するよう努める。

(5) 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供（提供国措置）

我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、我が国の PIC は必要としない。

(6) その他

- ① 我が国に存する遺伝資源の ABS が的確かつ円滑に実施されるよう、主務大臣は、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する機関に対し、技術的助言等を行う。
- ② 主務大臣を定める。
- ③ 本指針は社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

3 今後の予定

公 布：平成29年5月18日

施 行：議定書が日本国について効力を有する日（平成29年8月下旬）

なお、本指針は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣による共同告示とする。